

## 履修規程

制定日 平成19年 1月11日

最終改定日 平成28年12月 8日

<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、明倫短期大学学則にもとづき、授業科目の履修に関し必要な事項を定める。</p>	<p>学年暦に定めた定期試験期間中に行う試験をいう。</p>
<p>(授業科目及び単位数等)</p> <p>第2条 各学科、専攻科の授業科目及び単位数等は、学則に定めるとおりとする。</p>	<p>3 随時試験とは、授業担当教員が必要に応じ、平常の授業時間中に随時行う試験である。</p>
<p>(授業の方法)</p> <p>第3条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p>	<p>4 追試験とは、疾病その他の理由により定期試験を欠席した者に対して行う試験である。</p>
<p>(単位の計算方法)</p> <p>第4条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。</p> <p>(2) 実習については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。</p>	<p>5 再試験とは、定期試験及び追試験において不合格となった者に対して行う試験であり、原則として1回に限り行う。</p>
<p>(授業期間)</p> <p>第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を次の学期に分け、各学期は15週とする。</p> <p>(1) 前期 4月1日より9月30日まで</p> <p>(2) 後期 10月1日より翌年の3月31日まで</p>	<p>6 客観的臨床能力試験 (OSCE) とは、歯科衛生士学科において臨床実習・臨床実習を行う (登院する) ことができるかどうかを判定する試験である。</p> <p>7 試験日程は、あらかじめ所定の場所において掲示するものとする。</p>
<p>(履修方法)</p> <p>第6条 学生は、入学年度の教育課程に従って履修するものとする。ただし、教育上有益と認められる場合は、他課程の科目 (実習科目を除く。) を履修することができるものとする。</p>	<p>(追試験)</p> <p>第8条の2</p>
<p>(履修登録)</p> <p>第7条 履修しようとする授業科目は、所定の期日までに履修届を提出して履修登録をしなければならない。</p> <p>2 前項の履修届を提出したのち、やむを得ない理由で履修科目の変更又は取消しをする場合は、履修科目変更・取消届を所定の期日までに教務課に提出しなければならない。</p> <p>3 既に単位を修得した科目については、再度履修登録することはできない。</p>	<p>追試験は、次の各号の一に該当する理由により、定期試験を欠席した場合に、「追試験許可願」を提出して、それが認められた者に対して行う。</p> <p>(1) 不意の疾病</p> <p>(2) 交通事故</p> <p>(3) 交通機関の遅延</p> <p>(4) 就職試験・編入学試験等</p> <p>(5) その他やむを得ない事由</p> <p>2 追試験を願い出る者は、速やかに、欠席届及び次の各号の一に掲げる書類を学年担当教員へ提出すること。その上で、受験料 (1科目 1,000円) を添えて追試験許可願を教務課に提出すること。</p> <p>(1) 医師の診断書またはこれに準ずるもの</p> <p>(2) 事故証明書</p> <p>(3) 当該交通機関の発行する遅延証明書</p> <p>(4) 就職試験を証明するもの、編入学試験等の受験票、受験先証明書</p> <p>(5) その他やむを得ない事由を証明するもの</p>
<p>(試験の種類および試験日程)</p> <p>第8条 試験は、定期試験、随時試験、追試験、再試験および客観的臨床能力試験 (OSCE) とする。</p> <p>2 定期試験とは、当該科目履修者全員を対象に、</p>	<p>(再試験)</p> <p>第8条の3</p> <p>再試験は、次の各号の一に該当する者に対して、原則として1回に限り行う。</p> <p>(1) 定期試験 (あるいはそれに相当するレポート等) の成績が60点未満の者</p> <p>(2) 追試験の成績が60点未満の者</p> <p>(3) 定期試験を欠席し、許可された者</p> <p>2 再試験の受験を願い出る者は、指定の期日迄に再試験許可願に受験料 (1科目 2,000円) を添えて教務課に提出すること。</p>
	<p>(受験上の遵守事項)</p> <p>第8条の4</p> <p>受験者は、次の各号に定める事項を厳守しな</p>

ればならない。

- (1) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
- (2) 遅刻者の入室は試験開始後 25 分以内とする。
- (3) 試験開始後 30 分以内は、退場しないこと。
- (4) 着席は、原則として出席番号順とする。
- (5) 特別に持ち込みを許可されたもの以外は、机の上においてはならない。(下敷き、ペンケース、携帯電話、電子機器等の持ち込みは禁止)
- (6) 試験場においては、物品の貸借をしないこと。

#### (定期試験等受験資格)

第 9 条 定期試験等の受験資格を有する者は、当該授業科目の履修登録を完了し、当該学期の授業料を納入している者であって、かつその授業への出席回数が講義・演習については 3 分の 2 以上、実習については 5 分の 4 以上の者とする。

#### (成績の評価)

第 10 条 成績評価は、当該科目の担当教員が次の基準により行い、秀、優、良及び可を合格とする。

- (1) 「秀」 100 点満点法による 90 点以上
- (2) 「優」 100 点満点法による 80 点以上 90 点未満
- (3) 「良」 100 点満点法による 70 点以上 80 点未満
- (4) 「可」 100 点満点法による 60 点以上 70 点未満
- (5) 「不可」 100 点満点法による 60 点未満

- 2 出席が講義・演習において 3 分の 2、実習において 5 分の 4 に満たない場合は放棄となる。
- 3 各授業時間の 2 分の 1 を超える遅刻・早退は欠席とみなされる。それ以外の遅刻・早退については、3 回で欠席 1 回とみなす。
- 4 課題などを提出していることが成績評価の条件となることもある。
- 5 再試験に合格した者の成績は 60 点とする。
- 6 追試験の成績評価は得点の 90% とする。

#### (単位の認定)

第 11 条 成績評価の結果、合格した科目については、教授会において学長が所定の単位を認定する。

#### (進級)

第 12 条 各学年次末において、別表 1 に定める基準を満たした場合は、教授会において学長が進級を認める。

- 2 進級判定時において不合格科目がある場合は、進級保留とし、年度内に補講および試験(またはこれに替わる成績評価)を行い、すべての必修科目に合格した者を進級させる。
- 3 前項の試験に合格した者の成績は 60 点とする。
- 4 その他進級について必要な事項は、すべて教授会において学長が決定する。

#### (留年)

第 13 条 前条により進級が認められなかった者又は卒業

を認定されなかった者(以下「留年者」という)は、原則として、次年度、不合格および放棄科目を再履修しなければならない。この場合、履修届を提出して履修登録をしなければならない。第 7 条の 3 および第 11 条の規定にかかわらず、教授会が教育上必要と認めるときは、当該年次に履修しなければならない授業科目以外の授業科目を履修させることができる。

- 3 前項において再履修した科目の成績評価は、原則として再履修後の成績に基づいて行う。

#### (在学の年限)

第 14 条 学則第 2 条及び第 5 3 条に定める在学年限内に所定の科目の単位を修得できない場合は退学となる。

#### (聴講)

第 15 条 既に合格となった授業科目の聴講を希望する者は、当該科目担当教員に聴講願を出して、許可を得た上で講義を聴講することができる。この場合において、聴講できる授業科目は、聴講する学生の該当する学年以下において開講されている授業科目とする。

#### (臨地実習・臨床実習の履修)

第 16 条 臨地実習・臨床実習を履修する歯科衛生士学科の学生は、別表 2 に定める基準を満たさなければならない。

#### (大学以外の教育施設等における学修)

第 17 条 学則に定める大学以外の教育施設等における学修による単位認定(別表 3)を受けようとする者は、あらかじめ授業科目担当教員の承認を得て、履修等申請書を教務課に提出するものとする。

- 2 前項の学修により単位の認定を受けようとする者は、当該学修の修了証書の写し等を提出し、審査を受けなければならない。

#### (入学前の既修得単位の認定)

第 18 条 学則に定める入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、既修得単位等認定申請書を教務課に提出するものとする。

#### (認定通知)

第 19 条 第 17 条および前条の審査結果については、教授会において学長が決定し、認定通知書により申請者に通知するものとする。

#### (試験時の不正行為)

第 20 条 試験における不正行為とは、次の各号の一に該当する場合をいう

- (1) 代人が受験したとき。(依頼した者・受験した者)
- (2) 答案を交換したとき。
- (3) カンニングペーパーを使用したとき。
- (4) 所持品その他へ事前に書込みをして、それを使用したとき。
- (5) 他人の答案を写したとき。(見た者・見

せた者)

- (6) 言語・動作・電子機器等で情報伝達が行われたとき。
- (7) 使用が許可されていない参考書・電子機器その他の物品を使用したとき。
- (8) 偽名答案を提出したとき
- (9) 使用が許可された参考書等の貸借をしたとき。
- (10) その他試験監督者の指示に違反したとき。

- 2 試験において不正を行った者は、当該学期の全科目の履修を無効とし、学則により懲戒される。
- 3 不正を行った以降、当該試験期間中の試験科目は受験停止とする。

(卒業)

- 第21条 学科を修了し、かつ、卒業試験に合格した者については、教授会において学長が卒業を認定する。
- 2 卒業の認定細則は別にこれを定める。

(その他)

- 第22条 この規程に定めるもののほか、履修に関する必要事項は、すべて教授会において学長が決定する。

(規程の改廃)

- 第23条 この規程の改廃は、教授会において学長が裁定し、理事会において決定する。

附則

この規程は、平成19年4月1日より施行し、平成18年度入学生より適用する。

附則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成20年4月7日より施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1

学 科	進 級 基 準
歯科技工士学科	当該学年のすべての必修科目の単位を修得していること
歯科衛生士学科	当該学年のすべての必修科目の単位を修得していること

別表2

学 科	登 院 基 準
歯科衛生士学科	次に定める基準を満たした場合は、臨地実習・臨床実習を行う（登院する）ことができる。登院の可否については、教授会で承認を得るものとする。 判定時期：2年次9月中旬 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1年次の専門基礎科目・専門科目のすべての単位を修得していること。</li> <li>2) 2年次前期の実習科目（歯周病予防処置・実習Ⅱ、齲蝕予防処置・実習、歯科診療補助実習Ⅱ）のすべての実技試験に合格していること。</li> <li>3) 2年次前期の専門基礎科目、専門科目の平均点が60点以上であること。</li> <li>4) 2年次前期の専門基礎科目、専門科目の3分の2以上の科目で単位を修得していること。</li> <li>5) 9月上旬に実施する客観的臨床能力試験（OSCE）に合格していること。</li> </ol>

別表3

資格等名称	単位認定科目		
	学 科 名	科目名	単位数
TOEIC 350点以上	歯科技工士学科	発展英語	2単位
	歯科衛生士学科	英語Ⅱ	2単位
実用英語技能検定試験準2級以上	歯科技工士学科	発展英語	2単位
	歯科衛生士学科	英語Ⅱ	2単位
ホームヘルパー2級	歯科衛生士学科	介護技術論	2単位